

2018年9月10日

## 院外処方箋の会計済み印の取り扱いについて

これまで、医療費を支払っていただいた方には、当院の処方せんの下下に領収印を押していました。

今月18日から、電子カルテ更新による窓口運用の一部変更に伴い、全患者について、領収印を押印しない運用とします。

ついては、18日以後は、押印が無い方についての当院への疑義照会は不要ですのでご連絡させていただきます。